

武雄市規則第7号

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例（令和6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第2条第1号の規則で定める施設)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める公営宿泊施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が整備し、経営する施設

(2) 国又は地方公共団体の出資により設立された団体が整備し、経営する施設

2 条例第2条第1号の規則で定める旅館・ホテル営業のための施設に併設する施設は、旅館又はホテルに附帯する施設及び観光又はレクリエーションの用に供するための施設（その施設が旅館又はホテルと独立して設置されるものを除く。）とする。

(操業支援補助金)

第4条 操業支援補助金の種類、交付対象経費及びこれに対する補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

| 補助金の種類 | 交付対象経費 | 補助金の額 |
|-------------|--|--------------------|
| 上水道使用料補助金 | 佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号）に基づく水道使用料（営業開始日の属する月の翌月から3年間の請求分に係る使用料に限る。） | 当該水道使用料に相当する額 |
| 下水道使用料補助金 | 武雄市下水道条例（平成19年条例第35号）に基づく下水道使用料（営業開始日の属する月の翌月から3年間の請求分に係る使用料に限る。） | 当該下水道使用料に相当する額 |
| 電気・ガス使用料補助金 | 電気又はガスの使用料（営業開始日の属する月の翌月から3年間の請求分に係る使用料に限る。） | 当該電気又はガスの使用料に相当する額 |

| | | |
|----------------|--|---------------|
| 給湯使用料補助金 | 武雄市給湯条例（平成18年条例第166号）に基づく給湯使用料（営業開始日の属する月の翌月から3年間の請求分に係る使用料に限る。） | 当該給湯使用料に相当する額 |
| その他市長が特に認める補助金 | 武雄市宿泊施設客室整備奨励措置適用対象事業所等認定委員会（以下「認定委員会」という。）で認定された経費 | 認定委員会で認定された額 |

2 前項の規定による操業支援補助金の額は、条例第4条の規定により固定資産税の課税免除の対象となる建物の固定資産税評価額に応じ、次の表に掲げる額を限度とする。

| 固定資産税評価額 | 操業支援補助金の限度額 |
|------------|-------------|
| 1億円未満 | 500万円 |
| 1億円以上2億円未満 | 1,000万円 |
| 2億円以上3億円未満 | 1,500万円 |
| 3億円以上 | 2,000万円 |

（申請）

第5条 条例第6条に規定する申請書は、次のとおりとする。

- (1) 整備計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 固定資産税課税免除申請書（様式第3号）
- (3) 操業支援補助金交付申請書（様式第5号）

2 次条第1項第1号の認定通知書の交付を受けた者で固定資産税の課税免除の適用を受けようとするものは、課税免除の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、前項第2号の申請書を市長に提出しなければならない。

3 次条第1項第1号の認定通知書の交付を受けた者で操業支援補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める日までに、第1項第3号の申請書を市長に提出しなければならない。

（決定の通知）

第6条 条例第7条に規定する決定通知書は、次のとおりとする。

- (1) 整備計画認定通知書（様式第2号）
- (2) 固定資産税課税免除決定通知書（様式第4号）
- (3) 操業支援補助金交付決定通知書（様式第6号）

2 市長は、前項第1号の認定通知書を交付する場合において、令和11年3月31日までに条例第3条第1項第1号の客室を営業の用に供することを奨励措置の適用の条件と

して付すものとする。

3 市長は、第1項第2号及び第3号の決定通知書を交付する場合において、次に掲げる事項を条件として付すものとする。

(1) 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、当該決定に係る関係書類を、当該決定を受けた日から5年間保存すること。

(2) 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、当該決定に係る土地、建物及び償却資産（以下「固定資産」という。）を、当該固定資産を営業の用に供した日から10年を経過する日までの間は、市長の承認を受けずに、当該奨励措置の適用の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りでない。

(3) 操業支援補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該補助金の交付決定を受けた日から5年間保存すること。

（交付請求）

第7条 条例第8条に規定する交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

（変更等の届出）

第8条 条例第9条に規定する届出の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請事項変更届（様式第8号）

(2) 事業廃止（休止）届（様式第9号）

(3) 事業承継届（様式第10号）

（操業支援補助金に係る実績報告及び確定通知）

第9条 操業支援補助金に係る交付申請書は当該補助金に係る実績報告書と、当該補助金に係る決定通知書は当該補助金に係る確定通知書と兼ねることができる。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第10条 奨励措置の適用に関する手続においては、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含めないものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和11年3月31日(条例第7条の規定による決定により奨励措置の対象となった客室が200室に達した場合は、当該決定の日)限り、その効力を失う。
- 3 この規則の失効前に第6条第1項第1号の認定通知書を交付した者に対する奨励措置の適用については、この規則の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

武雄市長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

整備計画認定申請書

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第3条の奨励措置の適用を受けたいので、同条例第6条の規定に基づき、関係書類を添えて整備計画の認定を申請します。

記

- 1 旅館業営業種別 旅館・ホテル営業
- 2 営業詳細区分 旅館 ホテル 既存宿泊施設（ ）
- 3 旅館業施設名称 _____
- 4 旅館業施設所在地 _____
- 5 奨励措置適用要件 市内に、客室を新たに20室以上整備する（既存の宿泊施設を取得し、その客室を20室以上整備する場合を含む。）。
令和7年4月1日以降に上記客室を営業の用に供する。
地域総合整備資金貸付事業の適用は受けていない。
市税及びその他の納付義務を完全に履行している。
- 6 佐賀県との事前協議状況 新規の旅館業営業許可申請に該当する整備内容として協議中
旅館業営業変更届に該当する整備内容として協議中
- 7 適用奨励措置 固定資産税の課税免除
操業支援補助金

8 添付書類

- (1) 整備計画書（別紙 1）
- (2) 旅館・ホテル営業収支計画（別紙 2）
- (3) 誓約書（別紙 3）
- (4) 経費及び積算の内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- (5) 土地の図面、宿泊施設の整備内容を確認できる図面及び現状写真
- (6) 整備に係る土地及び建物の所有権、賃借権等を確認できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）
- (7) 法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し
- (9) 市税完納証明書、上下水道使用料完納証明書、給湯使用料完納証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

整備計画書

1 事業者等の概要

| | | | |
|----------|--|----------|---|
| 業種名 | | 資本金又は出資金 | 円 |
| 従業員数 | | 年 商 | 円 |
| 担当者名 (職) | | | |
| 沿 革 | | | |

2 宿泊施設整備内容

(1) 整備概要

整備所在地 ()

| 資産 | 整備種別 | 面積・構造・数量等 | 整備費 (消費税額及び地方消費税額は含まない。) |
|------------|---|---|--------------------------|
| 土地 | <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> その他 () | m ² | 円 |
| 建物 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 取得による整備 | () 造 () 階建 敷地面積 m ² 1階床面積 m ² 延べ床面積 m ² 客室 室 総定員 人 | 円 |
| 償却資産 | | | 円 |
| 【整備内容補足説明】 | | | |

(2) 整備に係る経費及び資金調達

| 経 費 | | 資金調達 | |
|------------------|-----|--------------|-----|
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 土地購入費 (購入日：) | 円 | 借入金 | 円 |
| 土地造成費 | 円 | 借入開始日 () | |
| 建物建設費 | 円 | 自己資金 | 円 |
| 償却資産購入費 | 円 | その他 | 円 |
| 合 計 | 円 | 合 計 | 円 |

※消費税額及び地方消費税額は含まない。

(3) 宿泊・日帰り客数実績及び計画

| 施設名 (宿泊・日帰り客数) | 令和 年 (3年前) | 令和 年 (2年前) | 令和 年 (1年前) | 令和 年 (整備年) 見込 | 令和 年 (1年後) 見込 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※計画時点で運営する宿泊施設の実績を記載。実績がない場合は、斜線を引く。

(4) 整備に要する期間

整備開始日 年 月 日 (予定)
整備完了日 年 月 日 (予定)
営業開始日 年 月 日 (予定)

(5) 整備資金借入計画

借入先 _____
借入資金額 円 (予定)
借入開始日 年 月 日 (予定)
返済最終期日 年 月 日 (予定)

別紙 2

旅館・ホテル営業収支計画

旅館・ホテル営業の収支計画を記入ください。

| 1. 施設単位の売上構成要素 | | | 例 | | 計画 | |
|----------------|--|------------------------|-------------|---|----|---|
| A | | 1人あたり平均宿泊単価 | 10,000 | 円 | | 円 |
| B | | 1室あたり平均宿泊人数 | 2.00 | 人 | | 人 |
| C | | 年間客室稼働率 | 60.0 | % | | % |
| D | | 1室あたりの宿泊売上 (A*B*C/100) | 12,000 | 円 | 0 | 円 |
| E | | 提供可能部屋数 | 30 | 室 | | 室 |
| F | | 年間営業日数 | 290 | 日 | | 日 |
| G | | 年間宿泊売上高 (D*E*F) | 104,400,000 | 円 | 0 | 円 |
| H | | 年間宿泊客数 (B*C/100*E*F) | 10,440 | 人 | 0 | 人 |

売上、営業状況に関する説明

| 2. 業績推移 | | | 例 | | 計画 | |
|---------|--|---------------------|-------------|---|---------|---|
| J | | 売上高 | 104,400,000 | 円 | 0 | 円 |
| K | | 売上原価 | 45,000,000 | 円 | | 円 |
| | | 原価率 (K/J) | 43.1 | % | #DIV/0! | % |
| L | | 売上総利益 (J-K) | 59,400,000 | 円 | 0 | 円 |
| M | | 人件費 | 30,000,000 | 円 | | 円 |
| | | 福利厚生費 | 1,500,000 | 円 | | 円 |
| | | 減価償却費 | 8,000,000 | 円 | | 円 |
| | | その他支出(上記以外の販管費の合計額) | 2,000,000 | 円 | | 円 |
| M | | 販管費 | 41,500,000 | 円 | 0 | 円 |
| N | | 営業利益 (L-M) | 17,900,000 | 円 | 0 | 円 |
| | | 営業利益率 (N/J) | 17.1 | % | #DIV/0! | % |
| O | | 営業外損益 (営業外収益-営業外費用) | 0 | 円 | 0 | 円 |
| P | | 経常利益 (N+O) | 17,900,000 | 円 | 0 | 円 |
| | | 経常利益率 (P/J) | 17.1 | % | #DIV/0! | % |
| Q | | 当期純利益 (税引後) | 15,000,000 | 円 | | 円 |
| | | 当期純利益率 (Q/J) | 14.4 | % | #DIV/0! | % |
| R | | 借入返済額 | 5,000,000 | 円 | | 円 |

売上、営業状況に関する説明
・売上原価は料理や飲食の材料費、洗濯リネン代等

誓 約 書

年 月 日

武雄市長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

私は、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例に規定する奨励措置の適用を受けるため、整備計画の認定を申請するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、必要な場合には、関係機関（武雄市、佐賀県及び佐賀県警察本部等）に個人情報等を照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には指定された期日までに提出します。

記

1. 私は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業を営むことを目的として当該宿泊施設を整備します。
2. 私は、法令又は条例若しくは規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）の規定を遵守します。
3. 私は、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例に規定する奨励措置の適用に係る宿泊施設について、10年以上継続して旅館・ホテル営業の用に供する意思を有しています。
4. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体ではありません。また、今後においても関係を持つ意思はありません。

様

武雄市長

印

整備計画認定通知書

年 月 日付けで提出のあった整備計画認定申請書について、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第7条の規定に基づき審査した結果、相当と認め、次のとおり整備計画を認定します。

1 奨励措置の種別

2 認定内容

(1) 宿泊施設

(2) 整備の種別

3 奨励措置の適用の条件

- ・令和11年3月31日までに営業を開始すること。

4 留意事項

- ・武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することがある。

年 月 日

武雄市長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

固定資産税課税免除申請書

固定資産税の課税免除を受けたいので、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 旅館業営業種別 旅館・ホテル営業
- 2 営業詳細区分 旅館 ホテル 既存宿泊施設（ ）
- 3 旅館業施設名称 _____
- 4 旅館業施設所在地 _____
- 5 宿泊施設の整備区分 新設 増設 取得による整備（ ）
- 6 対象となる客室数 _____ 室
- 7 営業開始年月日 年 月 日
- 8 整備に伴う旅館・ホテル営業許可又は営業変更届状況
旅館業営業許可証受領済み 旅館業営業変更届済み
- 9 奨励措置適用要件
市内に、客室を新たに20室以上整備する（既存の宿泊施設を取得し、その客室を20室以上整備する場合を含む）。
令和7年4月1日以降に上記客室を営業の用に供する。
地域総合整備資金貸付事業の適用は受けていない。
市税及びその他の納付義務を完全に履行している。

10 添付書類

- (1) 整備報告書（別紙4）
- (2) 経費及び積算の内容を確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (3) 整備費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
- (4) 建物の所有者を特定できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）
- (5) 土地の所有者を特定できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）及び賃貸契約書の写し（借り受ける場合に限る。）
- (6) 整備完了写真
- (7) 確定申告書の写し（税務署の受領印のあるもの）
- (8) 減価償却の明細書（法人にあつては法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の2の写し、個人にあつては資産台帳の写し）
- (9) 償却資産申告書の写し
- (10) 償却資産の配置図
- (11) 償却資産の説明書（用途を記入）
- (12) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (13) 市税完納証明書、上下水道使用料完納証明書及び給湯使用料完納証明書
- (14) 旅館業営業許可証の写し
- (15) 旅館業営業変更届の写し（佐賀県の受領印のあるもの）
- (16) その他市長が必要と認める書類

別紙 4

整備報告書

1 事業者等の概要

| | | | |
|----------|--|----------|---|
| 業種名 | | 資本金又は出資金 | 円 |
| 従業員数 | | 年 商 | 円 |
| 担当者名 (職) | | | |
| 沿 革 | | | |

2 宿泊施設整備内容

(1) 整備概要

整備所在地 ()

| 資産 | 整備種別 | 面積・構造・数量等 | 整備費 (消費税額及び地方消費税額は含まない。) |
|------------|---|---|--------------------------|
| 土地 | <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> その他 () | m ² | 円 |
| 建物 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 取得による整備 () | () 造 () 階建 敷地面積 m ² 1階床面積 m ² 延べ床面積 m ² 客室 室 総定員 人 | 円 |
| 償却資産 | | | 円 |
| 【整備内容補足説明】 | | | |

様

武雄市長 印

固定資産税課税免除決定通知書

年 月 日付で提出された固定資産税課税免除申請書について、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第 7 条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 奨励措置の種別 固定資産税の課税免除
- 2 奨励措置決定内容 別紙 5 の固定資産の 年度課税を免除 [する ・ しない]。
- 3 課税免除をしない場合の理由
- 4 固定資産税課税免除の条件
 - (1) 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、当該決定に係る関係書類を、当該決定を受けた日から 5 年間保存すること。
 - (2) 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、当該決定に係る土地、建物及び償却資産（以下「固定資産」という。）を、当該固定資産を営業の用に供した日から 10 年を経過する日までの間は、市長の承認を受けずに、当該奨励措置の適用の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りでない。
- 5 留意事項
 - ・ 武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することがある。

別紙5

固定資産税課税免除の対象となる資産明細

事業者名 _____

1. 土地

| No | 所在 | 台帳地目 | 現況地目 | 地籍 |
|----|----|------|------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2. 建物

| No | 所在 | 種類 | 構造 | 床面積 | 建築年 |
|----|----|----|----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3. 償却資産

| No | 資産の名称 | 数量 | 取得年月 | 取得金額 |
|----|-------|----|------|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

武雄市長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

操業支援補助金交付申請書

操業支援補助金の交付を受けたいので、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 営業開始日 令和 年 月 日

2 補助金の種類及び交付対象経費

| 補助金の種類 | 対象期間 | 交付対象経費 |
|--------|-------------------------|--------|
| | 令和 年 月請求分～ 令和 年 月請求分 | 円 |
| | 令和 年 月請求分～ 令和 年 月請求分 | 円 |
| | 令和 年 月請求分～ 令和 年 月請求分 | 円 |
| | 令和 年 月請求分～ 令和 年 月請求分 | 円 |

3 交付申請額 円

4 固定資産税の課税免除の対象となる建物の固定資産税評価額 円

（操業支援補助金の限度額 円）※

5 添付書類

- (1) 交付対象経費の積算表
- (2) 使用料等の領収書の写し
- (3) 固定資産税の課税免除の対象となる建物の固定資産税評価額が分かる書類（課税明細書又は名寄帳等）
- (4) 確定申告書の写し（税務署の受領印のあるもの）
- (5) 減価償却の明細書（法人にあつては法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の2の写し、個人にあつては資産台帳の写し）
- (6) 市税完納証明書、上下水道使用料完納証明書及び給湯使用料完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 固定資産税の課税免除の対象となる建物の固定資産税評価額に応じた操業支援補助金の限度額

| 固定資産税評価額 | 操業支援補助金の限度額 |
|------------|-------------|
| 1億円未満 | 500万円 |
| 1億円以上2億円未満 | 1,000万円 |
| 2億円以上3億円未満 | 1,500万円 |
| 3億円以上 | 2,000万円 |

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

武雄市長

印

操業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された操業支援補助金交付申請書について、武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第7条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定内容

2 交付しない場合の理由

3 交付決定額

4 補助金の交付条件

- ・補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該補助金の交付決定を受けた日から5年間保存すること。

5 留意事項

- ・武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することがある。

武雄市長 様

請求者

住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

操業支援補助金交付請求書

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第8条の規定により、次のとおり交付請求書を提出します。

1 交付請求額 円

2 振込先口座

| | |
|--------|--|
| 金融機関 | |
| 預金種別 | |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) | |
| 口座名義 | |

3 添付書類

(1) 市長が必要と認める書類

武雄市長 様

届出者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

㊞

申請事項変更届

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第7条の規定による の決定（認定）を受けていますが、次のとおり変更が生じたので、同条例第9条の規定により届け出ます。

1 認定宿泊施設

| | |
|----------|--|
| 宿泊施設の名称 | |
| 宿泊施設の所在地 | |

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更の内容を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

武雄市長 様

届出者

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

㊞

事業廃止（休止）届

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第7条の規定による の決定（認定）を受けていますが、次のとおり事業を廃止（休止）しましたので、同条例第9条の規定により届け出ます。

1 認定宿泊施設

| | |
|----------|--|
| 宿泊施設の名称 | |
| 宿泊施設の所在地 | |

2 事業廃止（休止）の年月日 年 月 日

3 廃止（休止）の理由

4 その他参考となる事項

年 月 日

武雄市長 様

譲渡人

住 所

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

譲受人

住 所

事業者名

代表者名

⑩

電話番号

事業承継届

武雄市宿泊施設客室整備奨励に関する条例第7条の規定による の決定（認定）を受けた次の事業を承継しましたので、同条例第9条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 認定宿泊施設

| | |
|----------|--|
| 宿泊施設の名称 | |
| 宿泊施設の所在地 | |

2 承継した事業内容

3 承継した奨励措置

4 承継の理由

5 承継の年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 譲受人の法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）
- (2) 譲受人の事業承継を確認できる書類
- (3) 客室の整備に係る土地及び建物について、譲受人の所有権、賃借権等を確認できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）
- (4) 譲受人の市税完納証明書、上下水道使用料完納証明書及び給湯使用料完納証明書
- (5) 譲受人の旅館・ホテル営業収支計画（別紙2）
- (6) 譲受人の誓約書（別紙3）
- (7) 譲受人の旅館業営業許可証の写し
- (8) 譲受人の旅館業営業変更届の写し（佐賀県の受領印のあるもの）
- (9) その他市長が必要と認める書類